

普通階・無窓階算定書の記載要領

- 1 地上階について、消防法施行規則第5条の2の規定に適合する開口部のみ計上してください。
消防法施行規則第5条の2の規定に適合する開口部とは、次の各号にすべて適合する開口部をいいます。
 - (1) 実際に開口できる部分で、直径50cm以上の円が内接することができる開口部であること。
 - (2) 床面から開口部の下端までの高さは1.2m以内であること。
 - (3) 開口部は、道または道に通ずる幅員1m以上の通路、その他の空地に面したものであること。（11階以上の階は除く）
 - (4) 開口部は、格子その他の内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から開放し、または容易に破壊することにより侵入できるものであること。
 - (5) 開口部は、開口のため常時良好な状態に維持されているものであること。
- 2 仕切り壁等のため相互に従来できない場合は、各々毎に算定してください。
- 3 幅及び高さは、現に開放される部分の数値を記入してください。
- 4 数値はその都度、小数点第3位以下を切り捨ててください。
- 5 直径1m以上の円が内接できることのできる開口部、または幅75cm以上・高さ1.2m以上の開口部については、その建具記号を○で囲んでください。（10階以下の階は、2以上必要）
- 6 「床からの高さ」欄には、床面から開口部下端までの高さを記入してください。
- 7 「開口部種別」欄には、ガラス種別及び厚さ等、また、「引き違い窓」「縦軸回転窓」「水圧開放装置付」等の種別を記入してください。
- 8 「有効開口部計算式」欄には、有効開口部建具表の建具記号と個数（例えばAW×2）を明示し、計算式を記入してください。
- 9 算定書は消防用設備等計画書の1頁目に閉じてください。
また、図面上で有効と算定した開口部をそれぞれ朱色で囲んで明示してください。
- 10 ※欄には記入しないでください。

参考

無窓階（階ごとに判定）ですと、「誘導標識」でよい対象物も「誘導灯」が義務付けられ、当該階の面積が50㎡を超えると消火器具の設置が義務つけられます。また、木造ですと政令区分（項）によって100㎡、150㎡又は200㎡を超える階には屋内消火栓設備が必要となります。